

千葉市こども・若者基本条例（案）

前文

第 1 章 総則

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 定義
- 第 3 条 基本理念
- 第 4 条 市の責務
- 第 5 条 こどもを養育する者の役割
- 第 6 条 市民の役割
- 第 7 条 こどもに関わる施設・団体等の役割
- 第 8 条 事業主の役割
- 第 9 条 周知啓発
- 第 10 条 こども週間

第 2 章 こどもや若者の権利の保障

第 1 節 こどもの権利の保障

- 第 11 条 こどもの権利に関する基本的事項
- 第 12 条 安心して生きる権利
- 第 13 条 自分らしく心豊かに育つ権利
- 第 14 条 自分を守り、守られる権利
- 第 15 条 自分に関することを自分で決める権利
- 第 16 条 社会に参画する権利
- 第 17 条 虐待等の根絶に向けた取組み
- 第 18 条 家庭における権利の保障
- 第 19 条 こどもに関わる施設・団体における権利の保障
- 第 20 条 地域における権利の保障

第 2 節 こどもの権利の侵害に関する相談及び救済

- 第 21 条 相談及び救済
- 第 22 条 救済委員の設置
- 第 23 条 相談及び救済の申出
- 第 24 条 救済委員の職務
- 第 25 条 調査等の対象外
- 第 26 条 救済委員の解嘱
- 第 27 条 兼職の禁止
- 第 28 条 救済委員の責務
- 第 29 条 救済委員の補助者

第 30 条 救済委員に係る市の責務

第 31 条 調査等への協力義務

第 3 節 若者の権利の保障

第 32 条 若者の権利の保障

第 33 条 若者の相談及び支援

第 34 条 若者の支援に関する理解の促進

第 3 章 こどもや若者の意見の表明及び反映並びに社会参画

第 35 条 こどもや若者の意見の表明

第 36 条 こどもや若者の意見の反映

第 37 条 こどもや若者の社会参画の促進

第 4 章 こどもや若者に関する施策の推進

第 38 条 市の方針

第 39 条 こども計画の策定及び推進

第 40 条 こども計画の推進状況の検証

第 5 章 委任

第 41 条 委任

前文

全ての子どもや若者は、おとなと同様に、独立した一人の人間として、基本的人権のほか、自分らしく健やかに成長・自立し、幸せな生活を送るための様々な権利を持っています。

ところが、実際には、子どもがおとなから傷つけられたり、他の子どもからいじめを受けたりすることが多くあります。そのため、子どもが持っている権利について、おとなも子どもも、十分理解することが必要です。そうすることで、おとなは子どもをもっと大切にしなければいけないと考え、子どもは幸せな生活を送る権利が自分にも他の人にもあり、お互いを大切にしなければいけないことに気づきます。

また、子どもは成長の途中で、時には、わからないこと、できないこと、まちがえることもあるので、まわりの人の支えが必要です。

保護者をはじめ、まわりの人は、一人一人の子どもの個性に気を配って寄り添い、言葉だけではなく、表情やしぐさにも注目し、子どもが愛され、守られていると感じられるよう、必要に応じて手を差し伸べなければなりません。中でも、病気や障害などがある子どもについては、まわりの人や社会の理解や協力が大切です。そうすることで、子どもは毎日を安全・安心に過ごし、自分らしく健やかに成長することができます。

加えて、子どもは成長して若者としての時期を過ごしますが、若者といっても、学校で学んでいる人、働いている人、おとなとして生活を送る人や成長の過程にある人など様々な人がいます。中には、社会的な経験が少ないことや、子どもの頃に育った環境の影響などで、問題を抱えてしまう若者がいます。そのような若者が、それぞれの立場で社会に参加し、自分らしく幸せな生活を送ることができるように、まわりの人や社会が支えることも大切です。

全ての子どもや若者は、みんな大切に、かけがえのない存在です。そのため、誰一人として取り残されることなく、健やかに成長し、社会に羽ばたくための充実した毎日を過ごすとともに、おとなと一緒に現在を生きる仲間として、成長に応じて、また、一人一人の状況に応じて、社会の一員としてそれぞれの役割を果たすことができる社会の実現が望まれます。

全ての子どもや若者が、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会を実現するため、国は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約等の考え方にしたがって、子ども基本法（令和4年法律第77号）というきまりをつくりました。

本市においても、子ども基本法の目的などを踏まえ、全ての子どもや若者が自分らしくいきいきと健やかに成長し自立できる社会を、子どもや若者、おと

なが一緒にになってつくっていくことを約束するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、社会全体でこどもや若者を育む機運を醸成し、施策を総合的に推進することにより、全てのこどもや若者の権利が保障され、自分らしくいきいきと健やかに成長し自立するとともに、社会に参画していくための環境を整え、おとなとして将来にわたって一人一人が尊重され、自己実現がかなう社会の実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で使われる用語の意義は、次のように定めます。

- (1) こども 千葉市に在住、在勤、在学あるいは千葉市に所在するこどもに関わる施設を利用又は、団体に所属し、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期等の各段階に限らず、心身の発達の過程にある者をいいます。
- (2) 若者 千葉市に在住、在勤又は在学あるいは千葉市に所在する若者に関わる施設を利用又は、団体に所属し、思春期及び青年期にある者をいいます。
- (3) こどもを養育する者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者及び同法第6条の4に規定する里親その他の親に代わる者で、現にこどもが生活する上で必要な監督・保護を行う者をいいます。
- (4) こどもに関わる施設・団体 こどもが育ち、学び、活動するために利用又は所属するもの並びにこどもの健やかな成長を支援するために活動するもので、保育所や児童養護施設等の児童福祉法で定める児童福祉施設、幼稚園や小学校等の学校教育法（昭和22年法律第26号）で定める学校その他こどもに関わる全ての施設・団体をいいます。
- (5) 若者に関わる施設・団体 主として、若者のうち、社会生活を円滑に営む上で困難を有する者が利用又は所属する施設・団体をいいます。

(基本理念)

第3条 全てのこどもや若者が自分らしく健やかに成長し自立するための支援に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければなりません。

- (1) 全てのこどもや若者について、誰一人取り残されることなく、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、それぞれの個性によって差別的な扱いを受けることがないようにすること。
- (2) 全てのこどもや若者について、心身の成長及び人格の形成に影響を与

える虐待やいじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪や性暴力、差別等（以下、「虐待等」といいます。）から守られるとともに、被害を受けた場合には保護され、必要な支援が受けられること。

- (3) 全てのこどもや若者について、その存在を受容され、自尊心が育まれるとともに、社会の一員として必要とされることで得られる安心感を養えるよう、愛情深く養育されること。
- (4) 全てのこどもや若者について、発達及び理解の程度に配慮して、意見を形成し表明するための支援や意見を表明する機会及び社会参画の機会が確保されるとともに、その意見が尊重され、一人一人の最善の利益が優先して考慮されること。
- (5) 病気や障害、医療的ケアが不可欠な状況等により支援が必要なこどもや若者について、個々の状況に応じた配慮がなされること。
- (6) 社会生活を円滑に営む上で困難を有するこどもや若者について、必要な支援が受けられること。
- (7) こどもの養育は家庭を基本としつつ、社会のあらゆる分野において、その構成員が、こどもの養育に関する理解を深め、それぞれの立場でその役割を果たすとともに、こどもを養育する家庭に対する必要な支援を行うことにより、こどもが健やかに成長する環境を整えること。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、こどもや若者が健やかに成長し、自立して社会生活を円滑に営むための切れ目のない支援に関する施策を実施するとともに、市民が基本理念の理解を深めるための周知啓発に取り組むなど、社会全体でこどもや若者及び子育てを行う家庭を支援する機運を醸成し、また、こどもや若者の社会参画の促進に取り組まなければなりません。

（こどもを養育する者の役割）

第5条 こどもを養育する者は、基本理念にのっとり、こどもが愛され保護されていると感じられるよう接するとともに、個性や発達及び理解の程度に応じた支援を行い、社会の一員としての認識を深め、こどもの自己肯定感や自己有用感の充足を図ることに努めるものとします。

（市民の役割）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、こどもや若者に関する施策について理解を深めて協力し、身近な地域においてこどもを見守り、虐待等権利の侵害を受けているこどもの救済及び社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者の支援に努めるものとします。

（こどもに関わる施設・団体等の役割）

第7条 こどもに関わる施設・団体及び若者に関わる施設・団体は、基本理念に

のっとり、子どもや若者の権利を尊重し、その侵害を防ぐための必要な措置を講ずるとともに、その運営に当たって子どもや若者の意見を聴き、可能な限り反映させるよう努めるものとします。

(事業主の役割)

第8条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者が、子育てと仕事の両立が図れるよう配慮を行うなど、子どもの養育支援に努めるとともに、雇用する若者の権利を尊重し、職業人としての成長を支援するほか、事業主の社会的責任として、子どもや若者の社会参画の促進のために協力をするよう努めるものとします。

(周知啓発)

第9条 市は、この条例の目的等について、市民の関心を高め、理解を深めるため、周知啓発に取り組みます。

(こども週間)

第10条 市は、周知啓発の一環として、千葉市こども週間（以下、「こども週間」といいます。）を設けます。

2 こども週間は、11月20日を含む一週間とします。

3 市は、こども週間にふさわしい事業を行うものとします。

第2章 子どもや若者の権利の保障

第1節 こどもの権利の保障

(こどもの権利に関する基本的事項)

第11条 こどもは権利の主体であり、全てのこどもは等しく、おとなと同様に、独立した人格を持つ一人の人間として、最善の利益が図られ、自分らしく健やかに成長するための権利が保障されなければなりません。

2 こどもの権利は、他の者の権利を侵害しない範囲で、どのような状況においても尊重されなければならない、いかなる侵害も受けることがあってはなりません。

3 こどもの権利について、おとなはもちろんのこと、当事者であるこども自身も理解を深めることが重要であり、市はそのための取組みを講じなければなりません。

(安心して生きる権利)

第12条 こどもには、安心して生きる権利があり、主として次に掲げるものが保障されなければなりません。

(1) 生命が守られ、尊重されること。

(2) 愛情と理解をもって育まれること。

(3) いかなる理由によっても差別をされないこと。

- (4) 虐待等によって心身を傷つけられないこと。
- (5) 安全で健やかに成長できる環境において生活ができること。
- (6) 健康に生き、適切な医療が受けられること。

(自分らしく心豊かに育つ権利)

第13条 こどもには、自分らしく心豊かに育つ権利があり、主として次に掲げるものが保障されなければなりません。

- (1) 自分の考えや気持ち、願いを自分なりの方法で表明できること。
- (2) 自分らしさが認められ、個性を尊重されること。
- (3) 多様な遊びや体験を通じ、健やかに成長すること。
- (4) 学びの機会が確保され、自分の関心があることについて学ぶこと。
- (5) 安心できる環境で休み、心身を癒すこと。
- (6) こどもの権利について知ること。

(自分を守り、守られる権利)

第14条 こどもには、自分を守り、又は守られる権利があり、主として次に掲げるものが保障されなければなりません。

- (1) 権利の侵害に対して拒否できること。
- (2) 辛いことや嫌なことに対して素直な気持ちを表明でき、助けを求められること。
- (3) 不平等な扱いや理不尽な扱いを受けないこと。
- (4) プライバシーが守られること。
- (5) 困ったときに気軽に相談し、適切な支援を受けられること。

(自分に関することを自分で決める権利)

第15条 こどもには、自分に関することを自分で決める権利があり、主として次に掲げることが保障されなければなりません。

- (1) 自分に関することを決めるときに、適切な支援及び助言が受けられること。
- (2) 自分に関することを決めるために、必要な情報が得られること。
- (3) 自分の意思に反することを、合理的な理由がなく、強制されないこと。

(社会に参画する権利)

第16条 こどもには、社会に参画する権利があり、主として次に掲げるものが保障されなければなりません。

- (1) 社会のことに対して自分の意見を日常的に表明し、社会に参画する機会が確保されること。
- (2) 表明した意見が尊重されること。
- (3) 意見を表明するために必要な情報の提供等の支援を受けられること。

(虐待等の根絶に向けた取組み)

第17条 市は、こどもや若者への虐待等の権利の侵害については、いかなる理由があっても決して許されるものではないことを、様々な機会を通じ、あらゆる者に対して強く訴えていきます。

2 市は、虐待等の権利の侵害に関し、あらゆる者の知識や理解を深め、こどもや若者に対する虐待等の権利の侵害の防止を図るとともに、こどもや若者が拒否する声や助けを求める声をあげられるよう、取り組みます。

3 市は、市民が虐待等の権利の侵害を受けていることが疑われるこどもや若者を認知した場合は、速やかに公的な機関等に通報するよう、啓発に取り組みます。

(家庭における権利の保障)

第18条 こどもを養育する者は、家庭がこどもに安らぎを与え、人格形成の礎を築く重要な場所であることを認識し、こどもが意見を形成し表明できるよう支援するとともに、その意見を尊重し、一人一人のこどもの最善の利益を考慮するとともに、個性や発達及び理解の程度に配慮した養育を行い、こどもの権利の保障に努めるものとします。

2 こどもを養育する者は、いかなる理由があっても、虐待や体罰その他こどもの心身に有害な影響を及ぼす言動をしてはなりません。

3 こどもを養育する者は、こどもに最も近い存在として、積極的に対話するとともに、表情やしぐさ等から思いや気持ちを理解し、発達及び理解の程度に配慮した養育を行うよう努めるものとします。

4 こどもを養育する者は、こどもが乳幼児期にあっても、こどもの権利を行使する機会をつくるなど、こどもが自らの権利を理解し、適切に行使できる力を育むことができるよう努めるものとします。

5 こどもを養育する者は、発達及び理解の程度その他の事情により、こどもが自ら権利を行使できないときは、こどもの意見、思いや気持ちを理解の上、こどもに代わって権利を行使する措置を講じるよう努めるものとします。

6 市は、こどもの養育が困難な状況にある家庭や、貧困等によりこどもが様々な経験の機会を失っている家庭に対し、相談に応じるとともに、必要な支援に取り組みます。

7 市は、本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っているこどもについても、その権利が十分守られるよう、取り組みます。

(こどもに関わる施設・団体における権利の保障)

第19条 こどもに関わる施設・団体の関係者は、その運営にあたり、こどもに関わる施設・団体がこどもの健やかな成長にとって重要な居場所であることを認識し、こどもの権利の保障及び安全の確保に努めなければなりません。

- 2 こどもに関わる施設・団体の関係者は、いかなる理由があっても、こどもに対し虐待等をしてはならず、未然の防止と早期の発見に努め、これを認識した場合は、速やかに被害を受けたこどもの救済を図るとともに、公的な機関等に通報しなければなりません。
- 3 こどもに関わる施設・団体の関係者は、こども同士のいじめや暴力等の防止に努めるほか、これを認識した場合は、速やかに被害を受けたこどもの救済を図るとともに、解決に向けて取り組むものとします。
- 4 こどもに関わる施設・団体の関係者は、その運営にあたり、規則等によりこどもの活動等に一定の制約を設ける場合は、必要かつ最小限のものとし、その趣旨をこどもに説明した上で、こどもから意見を聴き、その意見の尊重に努めるとともに、適宜その妥当性を検証し、必要に応じて見直しを行うよう努めるものとします。
- 5 こどもに関わる施設・団体の関係者は、その運営に関し、こどもが日常的に意見を表明できる機会を確保するほか、可能な限りその意見を反映させるよう努めるとともに、反映させることができない場合は、その理由を説明するよう努めるものとします。
- 6 こどもに関わる施設・団体の設置者及び管理者は、関係者がこどもの権利の保障及びこどもの安全の確保に関する理解を深めるため、研修等の実施に努めるものとします。
- 7 こどもに関わる施設・団体の関係者は、発達及び理解の程度に応じて、こどもが自らの権利の理解を深め、実際に行使する機会の確保に努めるものとします。
- 8 こどもに関わる施設・団体の関係者は、市、地域及び他の機関と連携し、こどもの権利の保障及び安全の確保に努めるものとします。
- 9 こどもに関わる施設・団体のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（小学部、中学部及び高等部）、高等専門学校及び高等課程を置く専修学校については、不登校などの支援を必要とするこどもに対し、それぞれの思いや気持ちに寄り添い支えるとともに、他の機関と連携する等により、学びの機会の確保に努めるものとします。
- 10 市は、こどもの健やかな成長を支えるこどもに関わる施設・団体の活動に対し、必要な支援に努めます。

（地域における権利の保障）

第20条 市民は、こどもにとって身近な地域が、様々な立場にある多世代の住民との関わりの中で、多様な人間関係を学び、築くための重要な場所であることを認識し、こどもの権利の保障に努めるものとします。

- 2 市民は、虐待等の権利の侵害を受けていることが疑われるこどもを認知し

た場合は、速やかに公的な機関等に通報しなければなりません。

- 3 市民は、地域全体で子どもを見守り、地域が子どもにとって安全で、安心して過ごせる居場所となるよう努めるものとします。
- 4 市民は、子どもが様々な地域活動に参加できる機会を確保し、地域社会の一員としての関わりを強めるよう努めるものとします。
- 5 市は、子どもの健やかな成長を支える市民の活動に対し、必要な支援に努めます。

第2節 こどもの権利の侵害に関する相談及び救済

(相談及び救済)

第21条 市は、次条第1項に定める救済委員によるもののほか、こどもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関等と相互に協力・連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めます。

(救済委員の設置)

第22条 市は、子どもが権利の侵害その他の不利益を受けた場合において、迅速に救済し、権利の回復を支援するため、こどもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）に関する制度を設けます。

- 2 救済委員は、こどもの権利に関し優れた識見を有し、職務の遂行について、利害関係を有しない者のうちから市長が委嘱します。
- 3 前項に定めるもののほか、救済委員の定数、任期及び再任に関し必要な事項は、別に定めます。

(相談及び救済の申出)

第23条 子どもが権利の侵害その他の不利益を受けた場合等において、迅速に救済し、権利の回復を支援するため、何人も救済委員に対し、相談又は救済の申出を行うことができます。

- 2 前項に定めるもののほか、申出の手続きに関し必要な事項は、別に定めます。

(救済委員の職務)

第24条 救済委員は、相談もしくは救済の申出又は自己の発意に基づき、助言や支援を行うとともに、必要があると認める場合は、関係者等への調査、調整、勧告、是正要請及び制度の改善を求めるための意見表明（以下、「意見表明」といいます。）を行います。

- 2 救済委員は、救済の申出が救済に関わる子ども又はその子どもを養育する者以外の者から行われた場合において調査を行うとき、又は、自己の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又はその子どもを養育している者の同意を得なければなりません。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるとき

は、その限りではありません。

3 救済委員は、相談又は救済の対応の状況等について、毎年度、千葉市社会福祉審議会等の附属機関に報告するものとします。

4 救済委員は、勧告、是正要請及び意見表明の内容を公表します。

(調査等の対象外)

第 25 条 救済委員は、特別の事情があると認めるときを除き、救済の申出が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査等を行わないものとします。

(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案に関するものであるとき。

(2) 救済委員の行為に関する申出であるとき。

(3) 前条第 2 項の同意が得られないとき（同項ただし書に該当するときを除きます。）。

(4) 前各号に掲げるもののほか、調査等を行うことが明らかに適当ではないと認められるとき。

(救済委員の解嘱)

第 26 条 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認められる場合又は職務上の義務違反その他救済委員たるに明らかにふさわしくない行為があると認められる場合は、これを解嘱することができます。

(兼職の禁止)

第 27 条 救済委員は、衆議院議員もしくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員もしくは首長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができません。

2 救済委員は、本市に対し請負をする事業者その他これに準ずる団体の役員又は職務の遂行について利害関係を有する職業等と兼ねることはできません。

(救済委員の責務)

第 28 条 救済委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければなりません。

2 救済委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはなりません。

3 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も、また、同様とします。

(救済委員の補助者)

第 29 条 救済委員の職務の遂行を補助するため、補助者を置きます。

2 前条の規定は、前項の補助者について準用します。

(救済委員に係る市の責務)

第 30 条 市は、救済委員の職務の遂行に関し、その独立性を尊重しなければな

りません。

- 2 市は、救済委員への相談又は救済の申出に関し、必要に応じて、関係機関において情報を共有し、連携して支援を行います。
- 3 市は、こどもやこどもを養育する者等からの相談を受けた場合は、必要に応じて、その対応の状況等を救済委員に報告するものとします。
- 4 市は、救済委員からの勧告及び意見表明を受けた場合は、当該勧告又は意見表明を尊重するよう努めなければなりません。
- 5 市は、救済委員から是正を要請された場合は、救済委員に対して、講じた措置について報告し、措置を講じないときはその理由について報告するものとします。
- 6 市は、いかなる相談にも対応でき、全てのこどもが気軽に安心して相談できるよう、必要な配慮に努めます。

(調査等への協力義務)

第31条 市は、救済委員の職務の遂行に関し、必要な協力援助を行わなければなりません。

- 2 市民及びこどもに関わる施設・団体は、救済委員の職務の遂行に関し、必要な協力援助に努めなければなりません。

第3節 若者の権利の保障

(若者の権利の保障)

第32条 若者は、家庭や若者に関わる施設・団体、地域、社会において、自分らしく、円滑な生活を送るための権利を保障されなくてはなりません。

(若者の相談及び支援)

第33条 市は、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者が、自立したおとなとして、将来にわたって自己実現が図れるよう、相談に応じるとともに、必要な支援に努めます。

(若者の支援に関する理解の促進)

第34条 市は、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者への支援に関し、社会全体の理解の促進に努めます。

第3章 こどもや若者の意見の表明及び反映並びに社会参画

(こどもや若者の意見の表明)

第35条 全てのこどもや若者は、日常の生活の中で、自分の意見、考えや願い等を自分なりの方法で表明することが保障され、真摯に受け止められるとともに、特にこどもに対しては、おとなは言葉だけでなく表情やしぐさ等からも気持ちを読み取り、理解するよう努めるものとします。

- 2 市、こどもに関わる施設・団体及び若者に関わる施設・団体は、こどもや若者に関する計画の策定や施策の実施、又は施設等の運営にあたり、こどもや若者から意見を聴く機会を確保するよう努めるものとします。
- 3 市、こどもに関わる施設・団体及び若者に関わる施設・団体は、こどもや若者から意見を聴取する場合には、必要な情報を提供するなど、意見を形成するために必要な支援を行うよう努めるものとします。
- 4 市、こどもに関わる施設・団体及び若者に関わる施設・団体は、意見を表明することが困難なこどもや若者に対し、個性や発達及び理解の程度、成育環境等に配慮し、必要に応じて、支援者による意見の代弁など、多様な手段を確保し、意見の聴取に努めるものとします。
- 5 市は、こどもや若者が意見を形成し、表明できるよう、必要な情報を理解しやすいように整理して提供するとともに、意見を表明できる機会や場を設けるなど、こどもや若者が意見を表明するための支援に努めます。

(こどもや若者の意見の反映)

第36条 市、こどもに関わる施設・団体及び若者に関わる施設・団体は、こどもや若者に関する計画の策定や施策の実施、又は施設等の運営にあたり、聴取したこどもや若者の意見について、反映させるよう努めるものとします。

- 2 市、こどもに関わる施設・団体及び若者に関わる施設・団体は、こどもや若者の意見を反映できない場合は、その理由を説明するよう努めるものとします。

(こどもや若者の社会参画の促進)

第37条 市は、こどもや若者が社会を構成する一員であり、積極的に社会に参画することの重要性について、こどもや若者、おとなの理解を深めるため、周知啓発に取り組みます。

- 2 市は、発達及び理解の程度に応じて、こどもや若者が様々な社会的活動に参画する機会を設ける等、こどもや若者の社会参画の促進に努めます。
- 3 市は、こどもに関わる施設・団体及び若者に関わる施設・団体のほか、市民や地域の団体等と連携し、地域におけるこどもや若者の社会参画を促進する取組みの充実を図り、必要な支援に努めます。

第4章 こどもや若者に関する施策の推進

(市の方針)

第38条 市は、全てのこどもや若者について、権利の侵害を受けることなく、一人一人の個性が認められ、尊重されるとともに、個性や発達及び理解の程度に応じて、自分に関わりのあることや社会のことについて、意見を表明し、様々な活動に参画できるよう、必要な支援に努めます。

- 2 市は、全てのこどもや若者について、多様な価値観が認められ、尊重されるときとともに、将来は自立したおとなとして生活基盤が安定し、社会の一員としての認識を持って、円滑に社会生活を営むことができるよう、切れ目のない支援に努めます。
- 3 市は、こどもにとって安全・安心な生活環境は人格形成の礎を築く重要な要素であるとの認識の下、こどもを養育する者の子育てに関する不安や負担を解消するために必要な支援に努めるとともに、家庭での養育が困難なこどもには、こどもの健やかな成長に必要な養育環境を確保するために必要な支援に努めます。
- 4 市は、地域においてこどもや若者が、様々な住民との関わりの中で豊かな人間関係を築くとともに、安全・安心に過ごすことができる居場所を確保するために必要な支援に努めます。
- 5 市は、こどもや若者が社会のことについて、意見を表明し、様々な活動に参加することができる環境の整備に努めます。

(こども計画の策定及び推進)

第 39 条 市は、前条の方針に基づき、こどもや若者に関する施策を総合的・計画的に推進するため、こども基本法（令和 4 年法律第 7 7 号）第 1 0 条第 2 項の規定に基づく市町村こども計画（以下、「こども計画」といいます。）を策定します。

- 2 市は、こども計画の策定にあたっては、こどもや若者を含む市民、こどもに関わる施設・団体及び若者に関わる施設・団体等の意見を聴き、可能な限り反映させるよう努めます。
- 3 市は、こども計画の効率的かつ効果的な推進を図るため、こどもや若者に関する施策について、市内部の連携や調整を強化する体制を整備します。

(こども計画の推進状況の検証)

第 40 条 市は、こども計画の推進状況を検証するため、千葉市社会福祉審議会等の附属機関による審議に付し、その内容を公表します。

- 2 市は、前項の検証にあたり、こどもや若者から意見を聴き、こども計画の推進のために活用するよう努めます。

第 5 章 委任

(委任)

第 41 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。